平成２４年（フ）第１９８２号
札幌市北区北20条西２丁目２番16号　佳栄荘18号
債務者　堀篭　　裕
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８６号
札幌市厚別区厚別中央２条３丁目５番21号
債務者　新谷　勝成
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２００３号
北海道石狩郡当別町太美町1479番地43
債務者　門脇　菜摘
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０４３号
札幌市豊平区中の島１条７丁目３番１―601号
債務者　松浦　浩一
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４０号
札幌市北区北24条西16丁目３番16号　コーポ田村２Ｆ７号
債務者　上野　宣佳
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７１号
北海道江別市幸町３番地の13
債務者　谷口　正彦
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１９４号
札幌市東区北44条東15丁目２番26号　ラポール栄町203号
債務者　鈴木　　靖
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２００号
札幌市豊平区平岸３条７丁目10番12―402号
債務者　松田　正行
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３号
北海道室蘭市知利別町２丁目25番16号、前住所北海道室蘭市高砂町４丁目36番４号
債務者　櫻庭美代子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
茨城県那珂市菅谷3174番地１　外岡和博住宅２号
債務者　赤上　　健
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３７２号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目５番10号
債務者　川島美智子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３８０号
茨城県水戸市千波町117番地　蔀住宅10号
債務者　市毛まゆみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３８７号
茨城県水戸市備前町６番47―302号　ライオンズマンション
債務者　山下　勝文
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９１号
茨城県久慈郡大子町大字上岡2646番地１
債務者　益子　美子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９４号
茨城県水戸市平須町1820番地の493
債務者　岡田なみ子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９７号
茨城県ひたちなか市相金町13番地５
債務者　奥　　広海
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２２４号
群馬県渋川市吹屋656番地94
債務者　藤田　和子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６５０号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目７番16号
債務者　坂本ひろみ
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部